

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県薬事法施行細則の一部を改正する規則

(薬務水道課) 八八九ページ

告 示

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正

(統計課) 八九〇

医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定

(地域福祉国保課) 八九〇

指定施術機関の廃止の届出

(同) 八九一

指定施術機関の所在地の変更の届出

(同) 八九一

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 八九一

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(同) 八九二

道路の区域変更

(道路維持課) 八九二

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂防課) 八九三

保安林の指定解除

(岐阜農林事務所) 八九三

同

(飛騨農林事務所) 八九三

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 八九四

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 八九四

規 則

岐阜県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四号

岐阜県薬事法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県薬事法施行細則(平成二十年岐阜県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(注意)第二号中「姓名」を「姓」に改める。

別記第二号様式中「本籍地」及び「(注意)用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。」を削る。

別記第三号様式中「本籍地」を削り、「氏名」を「氏名」とし、「年 月 日」を「年 月 日」とする。

印 2「(注意)用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。」を

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 黒インク又は黒ボールペン等を用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 氏名は、記名押印又は自署のいずれかによること。

せは、日本工業規格A4とすること。 2

は黒ボールペン等を用い、楷書ではっきり書くこと。 2

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている合格証は、この規則による改正後の規則の規定により交付された合格証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

告示

岐阜県告示第六十八号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第二百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年二月二十日から適用する。

平成二十三年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

「岐阜県内スキー場に関する一般の行動実態及び意識調査」を「岐阜県内スキー場に関する一般の行動実態及び意識調査」に改める。

岐阜県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令

第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第十二条の規定により告示する。

平成二十三年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
十善堂はりきゆう治療院	林 浩一	美濃加茂市太田町一九五四二	平成三〇一
片野接骨院	片野 史人	安八郡安八町南今ヶ淵四〇八一	同 六一
命門治療院	曾我 豊	各務原市那加桜町一九	同
ゆうき接骨院	今 壮志	大垣市清水町七六一	同
さくらりバース治療院 星ヶ丘店	東 健一郎	名古屋千種区井上町五〇五	同
森 接骨院	森 雅幸	各務原市川島河田町九三〇一六	平成三〇七
わかば鍼灸接骨院	山中 一晃	海津市海津町福岡三五四一	同 七一
えぎら鍼灸指圧治療院	濱田 知宏	羽島市江吉良町四〇二二	同
岐阜在宅マッサージ	村瀬 峰雄	可児市平貝戸八八	平成三〇七
いとつ治療院	伊藤 雅也	多治見市西坂町二七〇	同 七三
命門治療院	曾我 恵子	各務原市那加桜町一九	同 八二
いちよう通り接骨院	牧村 康広	各務原市蘇原沢上町四五	同 八六

レイス治療院 渡邊 ゆかり 岐阜市芥見南山一六 同 二・一六

安藤接骨院 安藤 時也 瑞浪市松ヶ瀬町四一五 同

つばめ整骨院 田中 晋 岐阜市本荘町二五 一コ 平成三・二・四
I 水幸一F

みの鍼灸マッサージ接骨院 山口 剛 美濃市上条一三七八二 同 二・八

あさひ接骨院 伊藤 和哉 各務原市大佐野町一 二六〇 同 三・二六

第二青木接骨院 青木 和俊 可児市東帷子三八九八 平成三・一・五

岐阜県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開設者 所在地 廃止年月日

森マッサージ治療院 森 富士男 各務原市那加門前町三三 平成三・五・三

市岡鍼灸・マッサージ治療院 市岡 大典 加茂郡八百津町八百津四三〇五五 同 六・三〇

鍼灸院三共りバス 萱垣 忠久 高山市上二之町一七 同 七・三

岐阜県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関の所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開設者 所在地 変更年月日

花梨鍼灸院 天野 梨恵子 新高山市総和町三八三 平成三・四・九五

鍼灸マッサージ治療院 野村 文子 新 下呂市萩原町萩原一四〇〇 同 三・一・一
旧 下呂市森九三八 一

岐阜県告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
飛驒市神岡町山田字小谷洞一九一七の二・字トコナベ二九三三の一（以上二筆につ

いて次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市神岡町吉田字葛谷洞八七三、神岡町和佐保字大鳩トヤ一〇七四の二、一〇七四の二〇(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字葛谷洞八七三・字大鳩トヤ一〇七四の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)(一〇七四の二〇)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飛騨市河合町新名字をと志五三四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十三年二月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更	敷地の幅員	延長	備考
一般国道 二百五十六号		加茂郡東白川村神土字大畑四五五番二地先から同 郡同 村同 字平安三五三番一地先まで	前 後	四〇(〇)メートル 六四(〇)メートル	八三 八三	

岐阜県告示第七十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区 域
市場	次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 関市洞戸 市場字鎌倉 通元寺字小山下
	八三六番一 一号 八二四番一 九号 九〇番 二号及び三号

八六番一	四号
七一番一	五号
八一番二	六号
七八番一	七号及び八号

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十三年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
 岐阜市大字三田洞字百々ヶ洞一七六（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
 公衆の保健
 - 三 解除の理由
 無線施設用地とするため
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県岐阜農林事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十三年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
飛騨市宮川町打保字ナリテ山九八五の二二〇から九八五の二二三まで
保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 二 解除の理由
- 三 道路用地とするため

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十三年一月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東海パワーリハビリテーション研究会
- 三 代表者の氏名 長谷川 嘉哉
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県土岐市肥田浅野笠神町二丁目一番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、障がい者及び家族、介護従事者、医療従事者に対して、介護・介護予防、自立支援に関する事業、教育・研修を含む普及活動・研究及びその成果を発表する学術大会開催等を行うことにより、障がい者リハビリテーションはもとより地域におけるよりよき高齢社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十三年一月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こうじびら山の家
- 三 代表者の氏名 北村 周
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市明宝畑佐一三七番地三の三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、郡上市内の農山村地域に対して、農林業に携わる新規定住者の増加、伝統的な生活文化の伝承、農林業の振興、グリーンツーリズムの推進及び雇用創出に関する事業を行い、持続可能な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

平成二十三年二月八日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ一 一
バイ・オール・テクノセンター